

2. 公園機能適正調査

2-1 施設点検実施方法

2-1-1 遊具施設

遊具施設の点検については、社団法人日本公園施設業協会（以下、JPFA）で監修する、「遊具の安全に関する規準（JPFA-S:2014）」に基づいています。また JPFA で認定した、公園施設製品安全管理士と公園施設製品整備技士が施設点検を行いました。

施設点検項目は、摩耗状況や変形、並びに経年変化などについて確認する「劣化診断」と、JPFA-S:2014 に基づき遊具の形状や安全領域などの項目について確認する「規準診断」となります。

また、「劣化診断」による劣化判定と、「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせにより総合的な機能判定を行いました。具体的な点検内容を示します。

表 資-1 遊具施設点検内容一覧表

診断項目	点検方法	点検内容
劣化診断	目視診断	遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法
	触手診断	遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法
	聴音診断	遊具の可動部を動かし、発音する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法
	打音診断	遊具を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断しその劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを診断する方法
	揺動診断	遊具本体を揺り動かし、使用に対応できるか診断する方法
規準診断	JPFA 検査器具による判定	JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA-S:2008）に適合しているかを調べる
	ノギスによる測定	JIS 認定商品を使用する
	メジャーによる測定	JIS 認定商品を使用する
	傾斜計による測定	

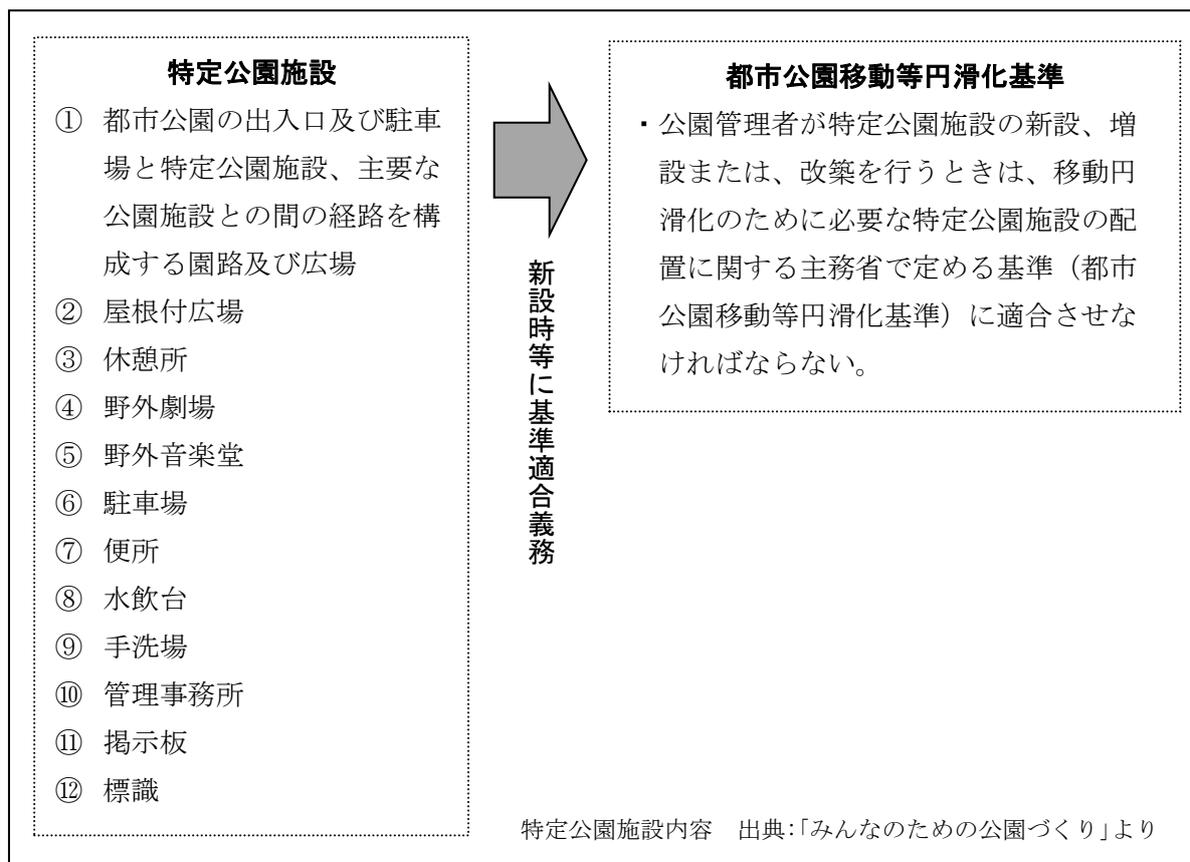
2-1-2 一般施設

一般施設の点検については、遊具施設で実施する点検方法を参考とし、以下の項目による点検を実施します。

表 資-2 一般施設点検内容一覧表

診断項目	点検方法	点検内容
劣化診断	目視診断	施設の外観・形状を観てその劣化状態を点検する方法
	触手診断	施設を素手で触ってその劣化状態を点検する方法
	聴音診断	施設の可動部を動かし、発音する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を点検する方法
	打音診断	施設を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断しその劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを点検する方法
	揺動診断	施設本体を揺り動かし、使用に対応できるか点検する方法

また、出入口、屋根付休憩所、水飲台については「都市公園の移動等円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)への適合性についても点検調査を実施しています。



2-2 健全度・危険度判定

2-2-1 遊具施設

遊具施設の健全度・危険度判定については、JPFAで監修する「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」で定めた点検表によって行います。具体的な判定内容は、規準診断と劣化診断による判定結果より、機能に関する総合判定と塗装に関する総合判定を行います。

◆ 規準診断（ハザード）による判定基準

- 0：傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- 1：軽度の傷害をもたらす状態
- 2：重大であるが傷害が恒久的ではない状態
- 3：生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらす状態

◆ 劣化診断による判定基準

- A：健全な状態
- B：軽微な劣化がある状態
- C：重度の劣化がある状態
- D：最重要部材に重度の劣化がある状態

◆ 機能に関する総合判定の判定基準及び評価

- A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）
- B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）
- C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（部位により使用判断）
- D：最重要部材に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要（使用禁止）

◆ 塗装に関する総合判定の判定基準

- A：再塗装の必要がない
- B：部分的に塗装が必要
- C：全体的に塗装が必要

表 資-3 機能に関する総合判定表

使用可否	機能に関する総合判定	規準診断判定	劣化診断判定
使用可	A	0	A
		0	B
	B	1	A
		2	B
	C	0	C
		1	
2			
3		A	
		B	
C			
使用不可	D	0	D
		1	
		2	
		3	
		3	

2-2-2 一般施設

一般施設の健全度・危険度判定については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【国土交通省：平成30年10月】」（以下「策定要領」）において以下のように記載されています。

健全度・危険度の判定は、現地調査や既存資料で得られた情報等を基に、施設ごとの劣化状況や安全性などを確認し、総合的な判定を行うものとします。

また、その過程では、現地調査を行った専門技術者との協議により行うことを基本とし、その判定は「A・B・C・D」の4段階評価を標準とします。

【解説】

- (1) 健全度・危険度判定とは、施設本体又は鋼製部材毎の劣化状況や基準への適合、潜在するハザードの有無などの調査結果から、施設の修繕や改修、若しくは改築の必要性などについて総合的な施設の評価と判定を行うものである。
- (2) 総合的な評価や判定過程では、客観性や妥当性等を確保するため現地調査を行った専門技術者とそれを確認する者とが協議し、評価・判定を行うことを基本的な手順とする。
- (3) 確認者の資格については、専門技術者と同等の知識や経験を有する者、もしくは業務の総括責任者が担当することが望ましい。
- (4) 健全度・危険度の総合的な判定は、(社)日本公園施設業協会(JPFA)が遊具の点検で使用する評価基準を準用した「A・B・C・D」の4段階評定を標準として統一するが、管理者(自治体)の創意工夫により評価基準を設定することを妨げない。

上記「策定要領」を踏まえ、材質毎に劣化及び塗装の判定基準を設定し、各々の判定より健全度・危険度の総合的な判定(総合判定)を決定します。

また、都市公園移動等円滑化基準で定める、特定公園施設に該当する屋根付休憩所及び水飲台については、点検表で整理し、修繕・改築計画に反映します。

表 資-4 総合判定表

劣化判定	塗装判定	総合判定
A	A	A
	B	A
	C	B
B	A	A
	B	B
	C	B
C	A	B
	B	C
	C	C
D	A	D
	B	D
	C	D

■健全度の判定基準

表 資-5 劣化の判定基準表

判定		状態
金属（腐食、摩耗）		
A	健全	表面に錆があるが孔食になっていない 摩耗していない
B	軽微な劣化がある（使用可）	一部に孔食がみられる
C	重度な劣化がある （使用不可、場合により使用可）	多数の箇所では孔食、破損がみられる
D	最重要部材に重度の劣化がある （使用不可）	
木（腐朽）		
A	健全	腐朽していない
B	軽微な劣化がある（使用可）	一部に腐食がみられる
C	重度な劣化がある （使用不可、場合により使用可）	多数の箇所では腐食、破損がみられる
D	最重要部材に重度の劣化がある （使用不可）	
コンクリート（破損）		
A	健全	ヘアークラック程度がみられる
B	軽微な劣化がある（使用可）	一部に欠けやひび割れがみられる
C	重度な劣化がある （使用不可、場合により使用可）	多数の箇所では欠けや破損、また、ひび割れがみられる
D	最重要部材に重度の劣化がある （使用不可）	

■塗装の判定基準

表 資-6 塗装の判定基準表

判定		状態
A	再塗装の必要が無い	
B	部分的に塗装が必要	部分的に錆がある 部分的に錆またははがれがある 部分的に汚れ、退色、塗膜劣化がある
C	全体的に塗装が必要	全体的に錆、腐食またははがれがある 全体的に汚れ、退色、塗膜劣化がある

■緊急度の判定

健全度判定にもとづき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）を設定する。

- ・健全度Dの施設は緊急度「高」となる。
- ・健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」となるが、特に優先度が高い施設については任意の指標を設定した上での考慮を反映して緊急度「高」としてよい。
- ・健全度A、Bと判定された施設は、例外（手厚い長寿命化対策により常に健全な状態を保つ）を除いて緊急度「低」となる。

●緊急度判定をする際に考慮すべき事項（指標）の例

- ・利用者数
- ・災害時の避難場所指定の有無
- ・公園施設の愛着など、地域ニーズへの対応の必要性
- ・パブリック・コメント等による住民の意思
- ・歴史性・自然性などの価値の有無
- ・公園の顔やシンボル等としての、美観的価値

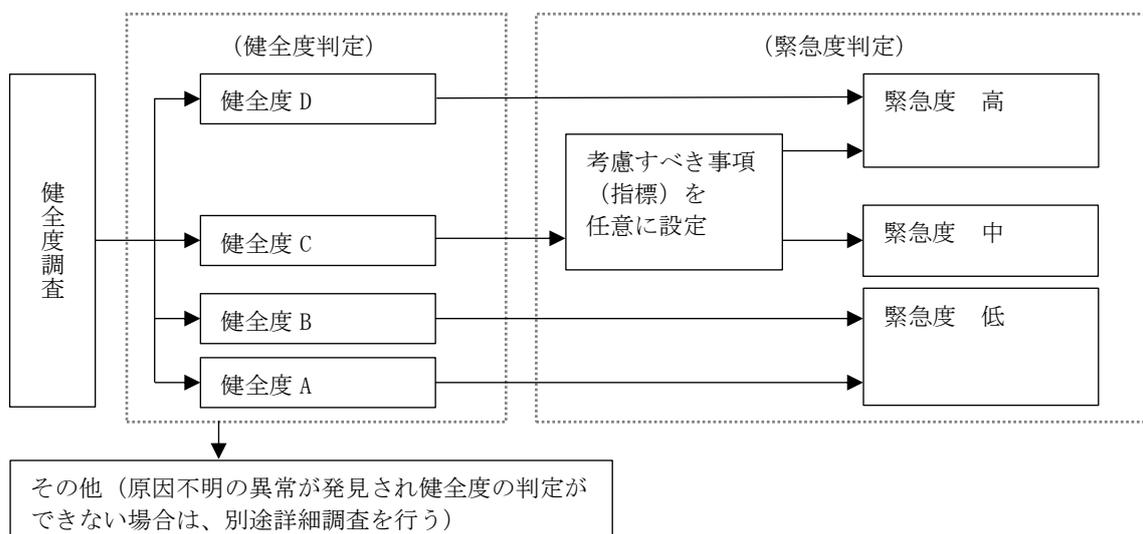


表 資-7 緊急度判定の目安

緊急度	判定の目安
高	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がDの施設 ・健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項（指標）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設
中	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設
低	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がAまたはBの公園施設

3. 耐用年数表（参考：国土交通省所管補助金等交付規則）

（平成十二年十二月二十一日総理府・建設省令第九号/最終改正：平成十九年八月六日国土交通省令第七十六号）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間(年)
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
公園事業費補助	園路	構築物		
		舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15
			アスファルト敷または木れんが敷	10
			ビチューマルス敷	3
		橋	鉄筋コンクリート造	60
			主として木製のもの	15
		つり橋	主として金属製のもの	10
	修景施設	構築物		
		緑化施設	主として金属製のもの	15
			主として木製のもの	7
	その他のもの		20	
	休養施設	建物		
		休憩所、キャンプ場、その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47
			れんが造、石造またはブロック造	38
			金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	34
			金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	27
			金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	19
			木造または合成樹脂	22
			木骨モルタル造	20
		建物付属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
			蓄電池電源設備	6
			その他のもの	15
			給排水または衛生設備及びガス設備	15
			冷房、暖房、通風またはボイラー設備	
			冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13
			その他のもの	15
			エレベーター	17
			消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備	8
			エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備	12
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
		主として金属製のもの十八		
		その他のもの	10	
		構築物		
ベンチ、野外卓		主として金属製のもの	15	
	主として木製のもの	7		
遊戯施設	構築物	主として金属製のもの	15	
		主として木製のもの	7	
		その他のもの	10	
運動施設	建物			
	運動器具倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	38	
		れんが造、石造またはブロック造	34	
		金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	31	
		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	24	
		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	17	
		木造または合成樹脂	15	
		木骨モルタル造	14	
	その他のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47	
		れんが造、石造またはブロック造	38	
		金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	34	
		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	27	
		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	19	
		木造または合成樹脂	22	
		木骨モルタル造	20	
	建物付属設備	電気設備（照明設備を含む。）		
		蓄電池電源設備	6	
		その他のもの	15	
	給排水または衛生設備及びガス設備	15		

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限 期間 (年)				
	施設整備等の 分類	財産名	構造規格等					
公園事業費 補助	便益施設	建物付属設備	電気設備（照明設備を含む。）					
			蓄電池電源設備	6				
			その他のもの	15				
			給排水または衛生設備及びガス設備	15				
			冷房、暖房、通風またはボイラー設備					
			冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13				
			その他のもの	15				
			エレベーター	17				
			消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備	8				
			エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備	12				
			前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの					
			主として金属製のもの	18				
			その他のもの	10				
			管理施設	建物	管理事務所その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50	
	れんが造、石造またはブロック造	41						
	金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	38						
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	30						
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	22						
	木造または合成樹脂	24						
	木骨モルタル造	22						
	建物付属設備	建物付属設備				電気設備（照明設備を含む。）		
						蓄電池電源設備	6	
						その他のもの	15	
						給排水または衛生設備及びガス設備	15	
						冷房、暖房、通風またはボイラー設備		
						冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13	
						その他のもの	15	
				エレベーター	17			
				消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備	8			
				エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備	12			
				前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの				
				主として金属製のもの	18			
				その他のもの	10			
				構築物	構築物	送配管		
	鋳鉄製	30						
	鋼鉄製	15						
	打ち込み井戸（金属造）	30						
	配電用のもの							
	鉄塔及び鉄柱	50						
	鉄筋コンクリート柱	42						
	木柱	15						
	配電線	30						
	引込線	20						
	展望台	建物				建物	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50
							れんが造、石造またはブロック造	41
							金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	38
							金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	30
							金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	22
							木造または合成樹脂	24
		木骨モルタル造		22				
		建物付属施設		建物付属施設	建物付属施設	電気設備（照明設備を含む。）		
						蓄電池電源設備	6	
						その他のもの	15	
	給排水または衛生設備及びガス設備					18		
	構築物	構築物		構築物	冷房、暖房、通風またはボイラー設備			
					冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13		
					その他のもの	15		
					エレベーター	17		
					消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備	8		
					エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備	12		
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの							
	主として金属製のもの	10						
	その他のもの	7						
	構築物	構築物		構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50		
					コンクリート造またはコンクリートブロック造	40		
					木造	15		

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限 期間 (年)
	施設整備等の 分類	財産名	構造規格等	
公園事業費 補助	災害応急対策 施設	建物		
		備蓄倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	38
			れんが造、石造またはブロック造	34
			金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	31
			金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	24
			金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	17
			木造または合成樹脂	15
		建物付属設備	木骨モルタル造	14
			電気設備（照明設備を含む。）	
			蓄電池電源設備	6
			その他のもの	15
			給排水または衛生設備及びガス設備	15
			冷房、暖房、通風またはボイラー設備	
			冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13
			その他のもの	15
			エレベーター	17
			消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備	8
			エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備	12
			前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
			主として金属製のもの	18
			その他のもの	10
		構築物		
		耐震性貯水槽	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	50
			コンクリート造またはコンクリートブロック造	30
			鋳鉄製のもの	25
			鋼鉄製のもの	15
		放送施設及び 情報通信施設	鉄塔及び鉄柱	
			円筒空中線式のもの	30
			その他のもの	40
			鉄筋コンクリート柱	42
			木塔及び木柱	10
			アンテナ	10
			接地線及び放送用配線	10
			通信ケーブル	
			光ファイバー製のもの	10
			その他のもの	13
			地中電線路	27
			その他の線路設備	21
			係留施設	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造
		コンクリート造またはコンクリートブロック造		30
		石造		50
		発電施設	配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	50			
鉄筋コンクリート柱	42			
木柱	15			
配電線	30			
引込線	20			